

発行日：2014年4月1日

ご報告 2013年度 特許出願、特許成立状況

2013年度は17件の特許出願(国内15件、外国2件)がありました。また、10件が特許権(国内8件、外国2件)として成立しました。(2014年3月31日現在)

なお、国内特許出願につきましては、発明の名称・内容等は、出願日から約1年半後に公開(特許電子図書館IPDL)されます。

<特許出願状況>(国内)

No.	発明者	出願番号	出願日	出願種別
1	理工学部 石崎 俊雄	特願2013-102587	2013.05.14	単独出願
2	理工学部 青井 芳史	特願2013-083728	2013.04.12	共同出願
3	理工学部 永瀬 純也	特願2013-107513	2013.05.21	単独出願
4	理工学部 木村 睦	特願2013-192659	2013.09.18	共同出願
5	理工学部 左近 拓男	特願2013-267480	2013.12.25	単独出願
6	理工学部 中沖 隆彦	特願2013-175834	2013.08.27	単独出願
7	理工学部 木村 睦 (代表) 理工学部 松田 時宜	特願2013-242680	2013.11.25	共同出願
8	理工学部 岸本 直之	特願2014-014725	2014.01.29	共同出願
9	理工学部 岸本 直之	特願2014-014726	2014.01.29	共同出願
10	理工学部 本田 尚義	特願2014-023509	2014.02.10	単独出願
11	理工学部 植村 渉	特願2014-028983	2014.02.18	単独出願
12	理工学部 岩澤 哲郎	特願2014-014060	2014.01.29	単独出願
13	理工学部 中沖 隆彦	特願2014-031589	2014.02.21	単独出願
14	理工学部 中沖 隆彦	特願2014-031590	2014.02.21	単独出願
15	理工学部 木村 睦	特願2014-031470	2014.02.21	共同出願

<特許出願状況>(外国)

No.	発明者	出願番号	出願日	出願種別
1	理工学部 和田 隆博	PCT/JP2013/064794(PCT)	2013.05.28	共同出願
2	理工学部 和田 隆博	102119039(台湾)	2013.05.30	共同出願

<特許成立状況>(国内)

No.	発明者	特許番号	登録日	発明の名称	出願種別
1	理工学部 後藤 義昭	第5279134号	2013.05.31	板状蛍光体とその利用	共同出願
2	理工学部 岸本 直之	第5283351号	2013.06.07	浄水器	共同出願
3	理工学部 占部 武生	第5294539号	2013.06.21	融雪剤およびその製造方法	共同出願
4	理工学部 木村 睦	第5369270号	2013.09.27	磁場センサ	共同出願
5	理工学部 青井 芳史	第5399017号	2013.11.01	中空無機粒子とその製造方法、着色剤および塗料	共同出願
6	理工学部 木村 睦	第5403514号	2013.11.08	温度センサ及び温度検出方法	共同出願
7	理工学部 後藤 義昭	第5428018号	2013.12.13	ゼオライトXに分散する金属ナノ粒子、金属ナノ粒子分散ゼオライトXおよび金属ナノ粒子分散ゼオライトXの製造方法	共同出願
8	理工学部 青井 芳史	登録手続中		半導体素子搭載部材とその製造方法ならびに半導体装置	共同出願

<特許成立状況>(外国)

No.	発明者	特許番号	登録日	発明の名称	出願種別
1	理工学部 木村 睦	8,643,114(米国)	2014.02.04	半導体装置及び電子機器	共同出願
2	理工学部 和田 隆博	登録手続中(中国)		酸化物膜及びその製造方法、並びにターゲット及び酸化物焼結体の製造方法	単独出願

ご報告 2013年度発明奨励費授与者が決定しました！

発明奨励費とは、2010年度に創設され、本学において知的財産活動に貢献した研究者に対して付与する奨励費のことです。発明奨励費には、発明新人奨励費(本学において初めて特許出願等をした教員に対して付与する奨励費)と、発明功労奨励費(本学の知的財産活動に貢献した教員に対して付与する奨励費)の2種類があります。

2013年度のそれぞれの奨励費授与者は以下のとおりです。

(発明新人奨励費) 授与者	(発明功労奨励費) 授与者
理工学部 左近 拓男	該当者なし
理工学部 本田 尚義	
理工学部 植村 渉	



樋口氏の講演の様子(第1回セミナーより)

2013年5月31日(金)、深草キャンパスにおきまして、「2013年度第1回知的財産セミナー」を開催致しました。「知的資産を活用した事業展開」と題して、講師のゼロワンプロダクツ株式会社 代表取締役 樋口伸一氏より世界初の縫える木を活用しての事業展開についてご講演いただきました。

また2013年10月30日(水)には、瀬田キャンパスにおきまして、「2013年度第2回知的財産セミナー」を開催致しました。「アイデア創出の原点」と題して、講師のオプテックス株式会社 取締役会長兼代表取締役 小林徹氏よりご自身の実務体験を踏まえ、世界シェア3～4割を握るセンサ関連製品の開発に至るまでの経緯を知的財産との関係を交えながらご講演いただきました。

両日とも、学生をはじめ、先生方や企業の方など多くの参加があり、「実際に活躍されている方の”生の声”を聴くことができ、大変貴重な経験になった」という声が多数あり、盛況のうちにセミナーは終了致しました。

2014年度も「知的財産セミナー」を開催します。詳しく決まり次第、知的財産センターホームページ(<http://chizai.seta.ryukoku.ac.jp/>)や学内掲示にて広報していきます。ご関心のある方は、是非ご参加ください。



小林氏の講演の様子(第2回セミナーより)

本説明会は、企業関係者を対象に実用化を展望した大学発の新技術等を紹介し、広く実施企業・共同研究パートナーを募るものです。本学からは以下の先生方の技術シーズを紹介いたしました。(発表順)

開催日	イベント名	発表者	テーマ
12/3	龍谷大学・明治大学 新技術説明会※1	理工学部 和田 隆博	高いp型電気伝導性を有する透明導電酸化物薄膜
		理工学部 小堀 聡	音響データを付加した体重移動動作測定システム
		理工学部 永瀬 純也	管内走行を目的とした円筒状柔軟弾性クロールロボット
2/28	関西8私大 新技術説明会※2	理工学部 内田 欣吾	光により形成する超撥水性表面

※1 主催：龍谷大学、明治大学、独立行政法人科学技術振興機構

※2 主催：大阪産業大学、関西大学、関西学院大学、京都産業大学、近畿大学、甲南大学、同志社大学、龍谷大学、独立行政法人科学技術振興機構

各先生方のシーズ紹介に対して、多くの企業関係者から聴講の申込があり、シーズ内容について多くの関心が寄せられました。今後も知的財産センターでは、本学発の技術シーズを積極的に社会に配信して参ります。

知財トピックス(第9回) 「新しいタイプの商標の保護」

3月11日に、「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、この法律案が開会中の第186回通常国会に提出されることになりました。

今回の改正案で注目される点として、新しいタイプの商標の保護があります。

現行の商標法では、「『商標』とは、文字、図形、記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(以下、「標章」という。)であって、次に掲げるものをいう。(以下省略)。(商標法第2条第1項)と定義されています。「次に掲げるもの」としては、業として商品または役務(サービス)に標章を「使用」することが規定されています。また、「使用」について、8つの類型が例示列挙されています。

法律の条文は分かりにくいのですが、現行の商標法では、文字、図形、記号を単独または組み合わせたものが商標権として保護の対象になり、これらと色彩を組み合わせたものも保護の対象になるということとなります。しかし、色彩単独では保護対象になりません。

長年に亘って、視覚を通じて認識できる標章であって、静止状態にあるものを商標権の保護対象にしていた(「伝統的商標」と呼ぶことがあります)。その間に、外国では、「非伝統的商標」と総称されるものが保護対象に付け加わっていきました。例えば、アメリカでは、「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」や「におい」が保護対象になっています。経済活動のグローバル化に伴い、わが国もこのような流れに乗り遅れまいとして、今回「非伝統的商標」の保護を図ることになりました。

今回の商標法改正では、非伝統的商標のうち、「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」の5つを保護対象に追加することになりました。追加された5つの商標は、アメリカや欧州における保護対象と基本的に同じになりました。「におい」、「触感」、「味」については検討対象になりましたが、今回の改正では見送りとされました。

保護対象となった商標は、次のように定義されます(産業構造審議会知的財産

分科会報告)。

1. 「動き」の商標は、図形等が時間によって変化して見える商標である(例えば、テレビ、コンピューター画面等に映し出される動く平面商標や、動く立体商標等)。
2. 「ホログラム」の商標は、物体にレーザー光などを当て、そこから得られる光と、もの光との干渉パターンを感光材料に記録し、これに別の光を当てて物体の像を再現する方法及びこれを利用した光学技術を利用して図形等が映し出される商標である。
3. 「輪郭のない色彩」の商標は、図形等と色彩が結合したものではなく、色彩のみからなる商標である。「輪郭のない色彩」の商標は、複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがある。
4. 「位置」の商標は、図形等の標章と、その付される位置によって構成される商標である。
5. 「音」の商標は、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標である。

今回の法改正により、「商標」の定義も変わり、商標法第2条第1項の「標章」の定義が「人の知覚によって認識できるものうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの」となりました。「その他政令で定めるもの」とあるのは、将来的に「におい」や「味」が保護対象になる余地を残したものと解されます。

改正法律案が今国会で成立することは確実ですが、関係政令・省令を整備して、施行されるのは早くても2015(平成27)年4月になると考えられます。どんな非伝統的商標が登場するのか、注目されるところです。

知的財産アドバイザー 櫻井 雄三